

- [埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限\(東第4区\)\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限\(東第5区\)\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限\(東第7区\)\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限\(東第8区\)\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限\(東第9区\)\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限\(東第10区\)\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限\(東第11区\)\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限\(東第12区\)\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限\(東第13区\)\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限\(東第14区\)\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限\(東第15区\)\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県選管告示第五十二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

選挙区	選挙会の日時	選挙会の場所
南第一区	平成二十三年四月十日午後九時	草加市立草加中学校体育館
南第二区	平成二十三年四月十一日午前十時	川口市役所五階大会議室
南三区	平成二十三年四月十日午後八時五十分	三橋総合公園体育館
南四区	平成二十三年四月十日午後八時五十分	さいたま市立植竹中学校体育館
南五区	平成二十三年四月十日午後八時五十分	さいたま市立大宮小学校体育館
南六区	平成二十三年四月十日午前十一時	見沼区役所二階大会議室
南七区	平成二十三年四月十日午後八時五十分	与野体育館
南八区	平成二十三年四月十日午後八時五十分	さいたま市記念総合体育館
南九区	平成二十三年四月十日午後八時五十分	浦和駒場体育館
南十区	平成二十三年四月十日午後八時五十分	さいたま市立浦和南高等学校体育館
南十一区	平成二十三年四月十日午後八時五十分	さいたま市立中尾小学校体育館
南十二区	平成二十三年四月十日午後八時五十分	さいたま市立岩槻中学校体育館
南十三区	平成二十三年四月十日午後九時	埼玉県立武道館
南十四区	平成二十三年四月十一日午前九時三十分	桶川市役所南庁舎第一会議室
南十五区	平成二十三年四月十日午後九時	北本市体育センターメインアリーナ
南十六区	平成二十三年四月十日午後九時	鴻巣市立総合体育館
南十七区	平成二十三年四月十日午前十時	志木市役所四階第三委員会室
南十八区	平成二十三年四月十日午前十時	新座市役所第二庁舎五階会議室三
南十九区	平成二十三年四月十日午後八時五十分	蕨市民体育館
南二十区	平成二十三年四月十日午後九時	戸田市役所五階大会議室
南第二十一区	平成二十三年四月十日午後八時四十分	鳩ヶ谷市役所一階市民ロビー
南第二十二区	平成二十三年四月十日午後九時	朝霞市立総合体育館サブアリーナ
南第二十三区	平成二十三年四月十日午後九時	和光市中央公民館体育室
西第一区	平成二十三年四月十日午後九時	所沢市民体育館
西二区	平成二十三年四月十日午後九時	入間市市民体育館アリーナ
西三区	平成二十三年四月十日午後九時十分	飯能市立飯能第一小学校体育館
西四区	平成二十三年四月十日午後九時	狭山市民総合体育館
西五区	平成二十三年四月十日午後九時十分	ふじみ野市立上野台体育館
西六区	平成二十三年四月十日午前十時	富士見市役所二階市長公室
西七区	平成二十三年四月十日午前十時	三芳町役場三階三〇三会議室
西八区	平成二十三年四月十日午後九時	川越運動公園総合体育館
西九区	平成二十三年四月十日午後九時	日高市文化体育館ひだかりーナサブアリーナ

選挙区	選挙会の日時	選挙会の場所
西第 十区	平成二十三年四月十一日 午前 九時	毛呂山町役場三〇一会議室
西第 十一区	平成二十三年四月 十日 午後 九時	坂戸市民総合運動公園大体育室
西第 十二区	平成二十三年四月 十日 午前 九時三十分	鶴ヶ島市役所三階庁議室
西第 十三区	平成二十三年四月 十日 午前十一時	川島町役場第二庁舎第一会議室
西第 十四区	平成二十三年四月 十日 午後 九時	東松山市総合会館四階多目的ホール
西第 十五区	平成二十三年四月十一日 午後 二時	小川町役場三階大会議室
北第 一区	平成二十三年四月十一日 午前 十時三十分	秩父市役所荒川総合支所二階会議室
北第 二区	平成二十三年四月 十日 午前 十時	皆野町役場二階二〇一会議室
北第 三区	平成二十三年四月十一日 午前 十時	上里町役場三階教育委員会・行政委員会室
北第 四区	平成二十三年四月 十日 午前 十時	本庄市役所五〇一会議室
北第 五区	平成二十三年四月十一日 午前十一時	深谷市役所本庁舎三階委員会室
北第 六区	平成二十三年四月 十日 午後 九時	熊谷市立市民体育館
東第 一区	平成二十三年四月 十日 午後 九時	行田市総合体育館
東第 二区	平成二十三年四月十一日 午前 九時	羽生市役所三〇一会議室
東第 三区	平成二十三年四月 十日 午後 九時	加須市民体育館
東第 四区	平成二十三年四月 十日 午前 十時	加須市役所五階五〇三会議室
東第 五区	平成二十三年四月 十日 午前 九時	久喜市役所四階第三会議室
東第 六区	平成二十三年四月 十日 午後 九時	蓮田市総合市民体育館
東第 七区	平成二十三年四月十一日 午前 十時	白岡町役場四階会議室四〇三
東第 八区	平成二十三年四月 十日 午後 九時	春日部市総合体育館
東第 九区	平成二十三年四月 十日 午後 九時	越谷市立総合体育館
東第 十区	平成二十三年四月 十日 午前 九時三十分	八潮市役所二階第二会議室
東第 十一区	平成二十三年四月 十日 午後 九時	三郷市勤労者体育館
東第 十二区	平成二十三年四月 十日 午後 九時	久喜市鷲宮総合支所四階会議室
東第 十三区	平成二十三年四月 十日 午後 九時	幸手市民文化体育館さくらホール
東第 十四区	平成二十三年四月十一日 午前 十時	杉戸町役場本庁舎一階会議室
東第 十五区	平成二十三年四月 十日 午後 八時五十分	吉川市総合体育館

告 示

埼議選南第一区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第一区における選挙会の
参観人数を五十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第一区選挙長 秋 元 秀 雄

告 示

埼議選南第二区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第二区における選挙会の
参観人数を三十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第二区選挙長 小川 榮 吉

告 示

埼議選南第四区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第四区における選挙会の
参観人数を二十五人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第四区選挙長 小林 弘 文

告 示

埼議選南第五区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第五区における選挙会の
参観人数を十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第五区選挙長 大澤 規 郎

告 示

埼議選南第六区告示第三号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第六区における選挙会の
参観人数を二十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第六区選挙長 武藤正己

告 示

埼議選南第七区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第七区における選挙会の
参観人数を二十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第七区選挙長 寺 尾 一 美

告 示

埼議選南第十区告示第三号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十区における選挙会の
参観人数を二十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第十区選挙長 加藤 武喜

告 示

埼議選南第十一区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十一区における選挙会の参観人数を二十五人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第十一区選挙長 小 築 末 治

告 示

埼議選南第十二区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十二区における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第十二区選挙長 富田 優

告 示

埼議選南第十三区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十三区における選挙会の参観人数を百人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第十三区選挙長 河原塚 重 明

告 示

埼議選南第十四区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十四区における選挙会の参観人数を十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第十四区選挙長 辻 本 英 雄

告 示

埼議選南第十五区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十五区における選挙会の参観人数を三百人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第十五区選挙長 深 谷 榮 作

告 示

埼議選南第十六区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十六区における選挙会の参観人数を二百五十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第十六区選挙長 小 口 忠 臣

告 示

埼議選南第十七区告示第三号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十七区における選挙会の参観人数を十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第十七区選挙長 廣 島 直 子

告 示

埼 議 選 南 第 十 八 区 告 示 第 三 号

平 成 二 十 三 年 四 月 十 日 執 行 の 埼 玉 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 南 第 十 八 区 に お け る 選 挙 会
の 参 観 人 数 を 十 人 に 制 限 す る 。

平 成 二 十 三 年 四 月 五 日

埼 玉 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 南 第 十 八 区 選 挙 長 三 木 一 明

告 示

埼議選南第十九区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十九区における選挙会の参観人数を二十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第十九区選挙長 新

勲

告 示

埼議選南第二十区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第二十区における選挙会の参観人数を百人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第二十区選挙長 御 嶽 隆 英

告 示

埼議選南第二十二区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第二十二区における選挙の参観人数を百人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙南第二十二区選挙長 塩 味 昌 弘

告 示

埼 議 選 南 第 二 十 三 区 告 示 第 二 号

平 成 二 十 三 年 四 月 十 日 執 行 の 埼 玉 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 南 第 二 十 三 区 に お け る 選 挙
会 の 参 観 人 数 を 百 人 に 制 限 す る 。

平 成 二 十 三 年 四 月 五 日

埼 玉 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 南 第 二 十 三 区 選 挙 長 浪 間 昇

告 示

埼議選西第一区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第一区における選挙会の
参観人数を五十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙西第一区選挙長 井 関 雅 晴

告 示

埼議選西第二区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第二区における選挙会の
参観人数を五十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙西第二区選挙長 飯 沼 巖

告 示

埼議選西第三区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第三区における選挙会の
参観人数を二十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙西第三区選挙長 近 藤 昇

告 示

埼議選西第四区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第四区における選挙会の
参観人数を五十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙西第四区選挙長 清水 茂

告 示

埼議選西第五区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第五区における選挙会の
参観人数を六十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙西第五区選挙長 堀 越 秀 夫

告 示

埼玉選西第六区告示第三号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第六区における選挙会の
参観人数を十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙西第六区選挙長 羽 山 義 一

告 示

埼議選西第七区告示第三号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第七区における選挙会の
参観人数を十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙西第七区選挙長 池 上 正 昭

告 示

埼議選西第八区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第八区における選挙会の
参観人数を二十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙西第八区選挙長 杉 本 智 子

告 示

埼玉選西第九区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第九区における選挙会の
参観人数を百人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙西第九区選挙長 井 上 征 利

告 示

埼議選西第十区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第十区における選挙会の
参観人数を五人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙西第十区選挙長 三 塚 正 明

告 示

埼議選西第十一区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第十一区における選挙会の参観人数を三十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙西第十一区選挙長 安野 昇

告 示

埼議選西第十二区告示第三号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第十二区における選挙会の参観人数を十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙西第十二区選挙長 大塚 哲 也

告 示

埼議選西第十三区告示第三号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第十三区における選挙会の参観人数を十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙西第十三区選挙長 中 村 八洲夫

告 示

埼議選西第十四区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第十四区における選挙会の参観人数を二十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙西第十四区選挙長 岡 田 潔

告 示

埼議選西第十五区告示第三号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第十五区における選挙会の参観人数を二十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙西第十五区選挙長 山口裕司

告 示

埼議選北第一区告示第三号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙北第一区における選挙会の
参観人数を二十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙北第一区選挙長 山 口 泰 廣

告 示

埼議選北第二区告示第三号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙北第二区における選挙会の
参観人数を二十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙北第二区選挙長 大塚 昇

告 示

埼議選北第三区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙北第三区における選挙会の
参観人数を十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙北第三区選挙長 金 井 香 澄

告 示

埼議選北第四区告示第三号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙北第四区における選挙会の
参観人数を十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙北第四区選挙長 内 野 隆 次

告 示

埼議選北第五区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙北第五区における選挙会の
参観人数を十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙北第五区選挙長 眞 下 裕 史

告 示

埼議選北第六区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙北第六区における選挙会の
参観人数を百人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙北第六区選挙長 小 泉 照 雄

告 示

埼玉選挙東第一区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第一区における選挙会の
参観人数を百人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙東第一区選挙長 川 島 昭 雄

告 示

埼議選東第二区告示第三号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第二区における選挙会の
参観人数を十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙東第二区選挙長 大 和 敏 孝

告 示

埼議選東第三区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第三区における選挙会の
参観人数を五十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙東第三区選挙長 橋 本 松 雄

告 示

埼議選東第四区告示第三号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第四区における選挙会の
参観人数を十五人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙東第四区選挙長 加藤 博 三

告 示

埼議選東第五区告示第三号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第五区における選挙会の
参観人数を五人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙東第五区選挙長 渡 邊 正 美

告 示

埼議選東第七区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第七区における選挙会の
参観人数を十五人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙東第七区選挙長 間 中 博

告 示

埼議選東第八区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第八区における選挙会の
参観人数を三百人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙東第八区選挙長 根 岸 保次郎

告 示

埼議選東第九区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第九区における選挙会の
参観人数を三百人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙東第九区選挙長 井 橋 武 治

告 示

埼玉選東第十区告示第三号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第十区における選挙会の
参観人数を二十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙東第十区選挙長 三ヶ島 三 郎

告 示

埼議選東第十一区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第十一区における選挙会の参観人数を百人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙東第十一区選挙長 永塚 光洋

告 示

埼議選東第十二区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第十二区における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙東第十二区選挙長 岡 昌 章

告 示

埼議選東第十三区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第十三区における選挙会の参観人数を百人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙東第十三区選挙長 小林 英雄

告 示

埼議選東第十四区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第十四区における選挙会の参観人数を十五人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙東第十四区選挙長 関 根 一 男

告 示

埼議選東第十五区告示第二号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第十五区における選挙会の参観人数を百五十人に制限する。

平成二十三年四月五日

埼玉県議会議員一般選挙東第十五区選挙長 山崎 秀雄